

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 根拠

事業者の「事業継続計画（BCP）」は、災害対策基本法第7条2項で位置づけられているとともに、防災基本計画の企業防災促進の項目で、「事業継続計画（BCP）」作成が明記されており、災害時に事業を継続させるための重要な計画である。

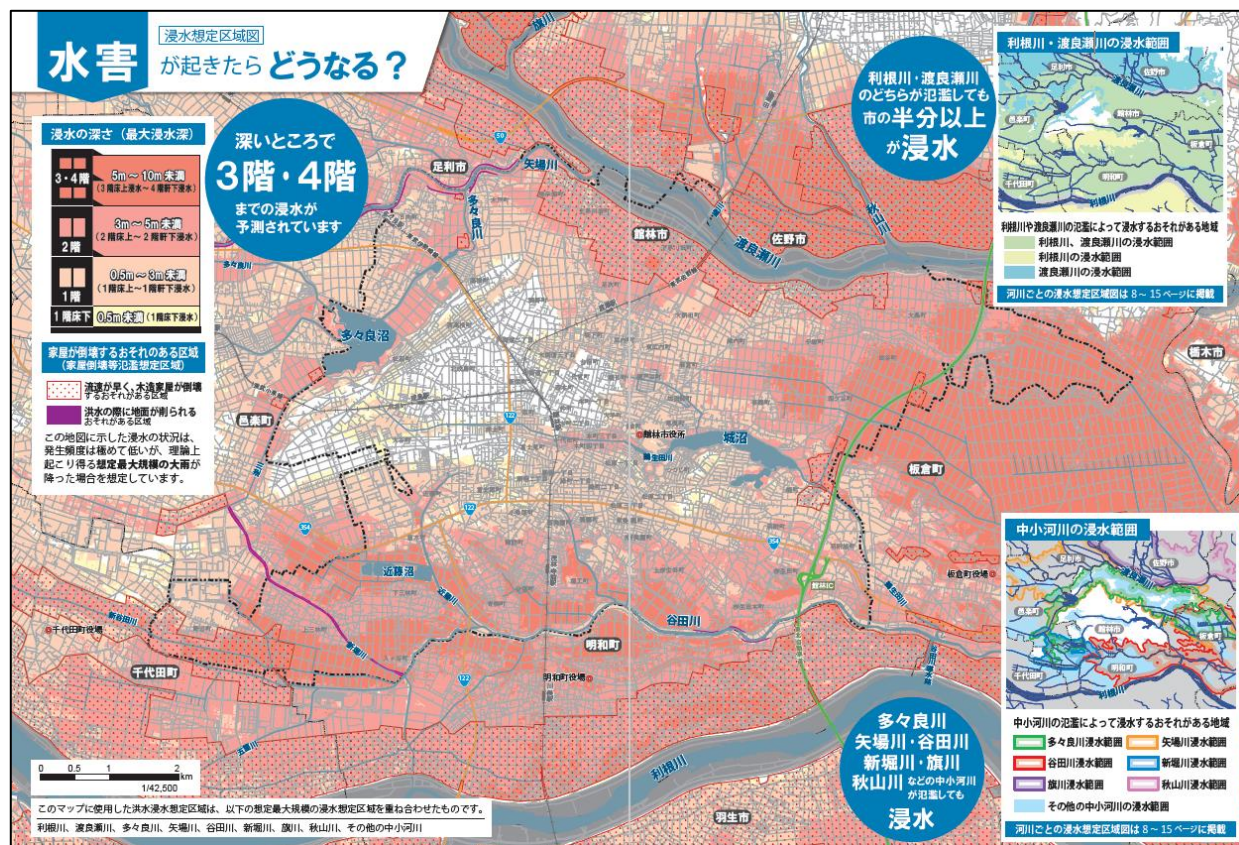
II. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

館林市は北に渡良瀬川・南に利根川が流れ、2つの河川に挟まれている。館林市のハザードマップによると、氾濫対象河川は、利根川、渡良瀬川、多々良川、矢場川、谷田川、新堀川、旗川、秋山川となっており、利根川・渡良瀬川どちらかが氾濫をした場合、市の半分以上が浸水すると想定されている。

各河川の浸水想定区域図による想定浸水被害は、「館林市ハザードブック」より抜粋した下図を参照。館林地区、多々良地区の一部を除く市内全域浸水が予想される。

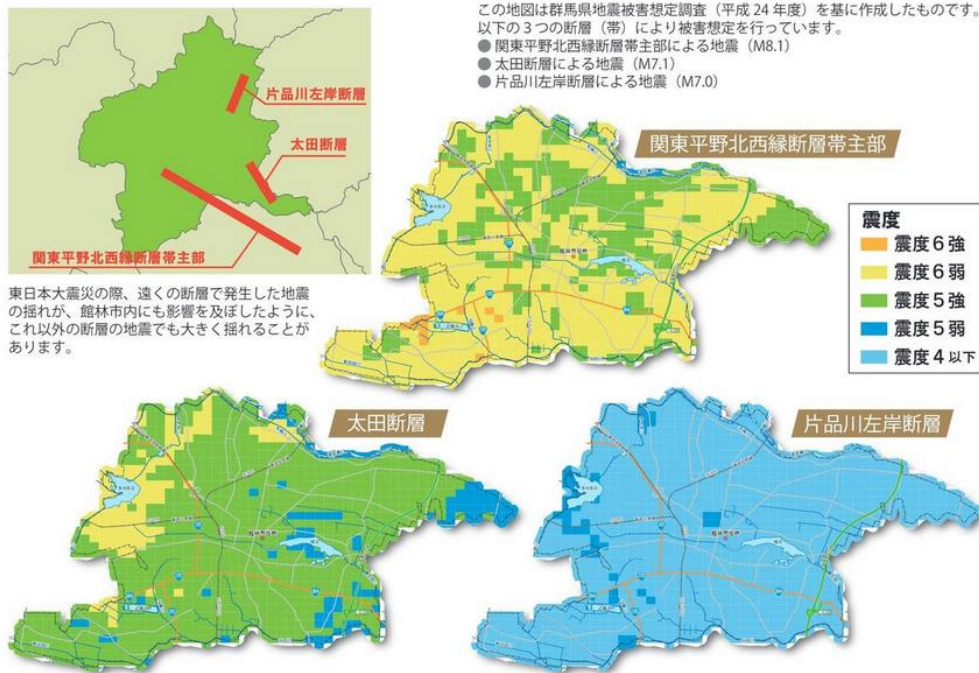


【「館林市ハザードブック」より抜粋】

(地震)

館林市地域防災計画によれば、市周辺においてプレート運動に伴い発生する東京湾北部地震、南関東で発生するM7程度の地震（茨城県南部地震など）は、今後30年以内に地震が発生する確率は70%程度と予想されている。

震度分布 県内の3つの活断層で地震が発生した場合



震度階級ごとの揺れによる被害

震度 7

- ・耐震性の低い建物は、傾くものや倒れるものが増える。



震度 6強

- ・はわなと動くことができない、飛ばされることもある。
- ・大きな地割れが生じたり、大規模な地滑りや山林の崩壊が発生することがある。



震度 6弱

- ・立っていることが困難になる。
- ・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。



震度 5強

- ・物につかまらなと歩くことが難しい。
- ・固定していない家具が倒れることがある。
- ・補強されていないブロック塀が崩れることがある。



震度 5弱

- ・大半の人が、恐怖を覚え、ものにつかまりたいと感じる。
- ・棚にある食器類や本が落ちることがある。



震度とマグニチュードの違い

震度 揺れの大きさ

マグニチュード 地震そのものの大きさ(規模)



地震の波が地中を伝わり地面が揺れるため、距離が遠ければ、大きな地震でも揺れは小さくなります。

【「館林市ハザードブック」より抜粋】

(風害)

本市は、平成21年7月27日、市内南西部から北東部にかけて突風が発生し、被災地域は南西から北東にかけて長さ約6km、幅約50mにわたる世帯に及んだ。具体的被害は、負傷者19名、倒壊家屋705棟、車両破損105台、停電3,000世帯に及んだ。

これまで台風の襲来により、何度も水害が発生している。例えば昭和22年のカスリーン台風では床上浸水118件、床下浸水385件の被害が発生した。地域によっては、標高17.5m程度まで浸水が及んだ場所もあった。

(感染症)

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症など未知のウイルスによる感染症発生時には、全国的に蔓延し、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとともに、食品製造工場が多い本市においては多くの工場で生産ラインの停止、従業員の外出制限などより厳しい生活環境となることが予想出来る。

(2) 商工業者の状況

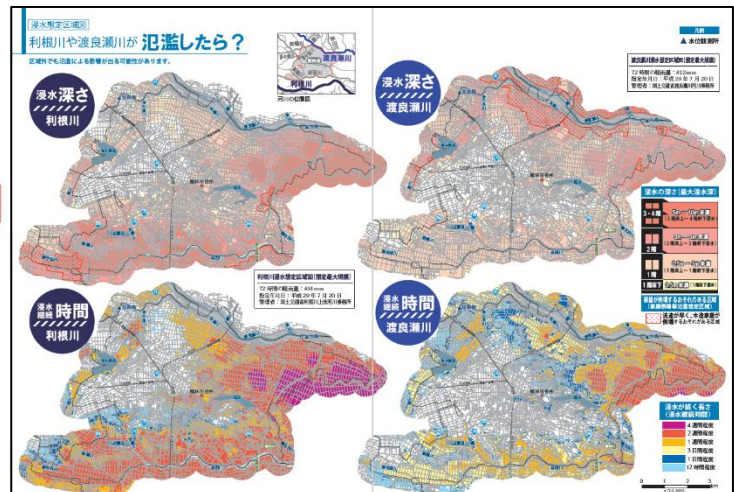
令和3年経済センサス活動調査によると市内の商工業者数は2,987事業者、そのうち小規模事業者数は2,284事業者となっている。

業種別では、卸売・小売業が804事業者で最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業428事業者、製造業393事業者、生活関連サービス業・娯楽業309事業者、建設業275事業者の順となっている。

また、下図のように川の氾濫・洪水などの災害リスクが高い地域に工業地帯が分布しており、館林市の主要産業の一つである製造業者の多くが操業していることから、浸水災害が発生してしまった場合、大きな被害を受けるリスクが非常に高い。



【館林市内の工業地帯分布図】



【「館林市ハザードブック」 利根川・渡良瀬川 浸水想定区域図】

(3) これまでの取組

(館林市の取組)

- ①「館林市地域防災計画」の策定。
- ②館林市総合防災訓練の実施。
- ③「館林市ハザードブック」の作成。
※市内全戸に配布した他、市ホームページに電子データをアップし、万が一に備えた準備の啓発活動を行っている。
- ④「大雨・洪水タイムライン」を策定。
- ⑤「防災・市政情報新システム」による迅速な情報提供。(登録は無料)
- ⑥災害時の避難所開設。
- ⑦市外・県外からの避難者の受け入れ。
- ⑧「館林市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定。

(館林商工会議所の取組)

- ①「事業継続計画」の策定。
- ②災害直後の会員の被災情報を収集、群馬県への報告。
- ③事業者向けに「事業継続計画策定セミナー」、「防災計画策定セミナー」等の実施。
- ④毎月発行する会報を通じて損害保険制度等の情報提供。
- ⑤「防災・市政情報新システム」の登録推進や「館林市ハザードブック」の啓発協力。
- ⑥館林市が実施する防災訓練への参加及び協力。

Ⅲ. 課題

- ①自然災害や感染症拡大等が実際に発生していなくても、損害保険の需要や事前対策の重要性、「事業継続計画策定セミナー」参加などの意識を高める必要がある。
- ②災害時・感染症発生時の会員企業への被害情報の収集方法についても特段マニュアルがなく、簡易的に被害内容を確認して終わりになってしまっている。また、災害時・感染症発生時の対応について損害保険・各種保険制度の内容を熟知し、適切に指導出来る経営指導員の確保が必要である。
- ③感染症発生時における感染拡大を防ぐ業務体制構築や消毒液等の備蓄などが必要である。

Ⅳ. 目標

- ①管内の事業者、特に小規模事業者に対し、「館林市ハザードブック」などを活用して館林市の災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ②事業継続計画策定や事業継続力強化計画策定の支援を積極的に行い、災害・感染症発生の事前対策を強化する。
- ③災害時・感染症発生時に備える損害保険や各種保険制度の情報や災害時・感染症発生時の事業者への対応などの支援スキルについて所内で共有するとともに、支援体制を強化する。
- ④災害時・感染症発生時に当所と館林市が連携した支援活動を迅速に行えるようにするため、連携体制構築と役割分担の明確化、情報の共有化などについて平時より連携を更に強化していく。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と館林市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

①小規模事業者に対する災害リスク・感染症拡大防止の周知

- ・巡回経営指導の際に、「館林市ハザードブック」等を活用しながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、X等において、事業継続力強化計画の認定制度等の国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険・各種保険制度の概要等を掲載し、管内小規模事業者の災害リスク、感染症拡大防止対策の意識向上を図る。
- ・小規模事業者に対して、事業継続計画や事業継続力強化計画の策定支援のためのセミナー、個別相談会、専門家派遣等を実施するとともに、万が一に備えた損害保険や各種保険制度の推進により、災害の事前対策を重点的に指導する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止対策等について事業者への周知を行うとともに、国の支援策情報を提供し、感染症防止に対応した環境整備を迅速に行えるように支援する。

②商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、平成28年「事業継続計画」を策定、令和5年改定（別添）

③関係団体との連携

- ・事業継続計画策定に関して専門知識・経験が豊富な東京海上日動火災保険㈱と連携し、管内小規模事業者向けの「事業継続計画策定セミナー」や個別相談会を開催する。その際に、合わせて災害に備えた損害保険や感染症発生時に備えた各種保険制度の紹介も行う。
- ・日本政策金融公庫と連携し、災害被災時、感染症発生時などの緊急事態に融資相談を行う。

④フォローアップ

- ・管内小規模事業者を対象にアンケート調査を実施し、事業継続計画及び事業継続力強化計画の策定状況等を把握する。
- ・事業継続計画、事業継続力強化計画の策定について支援が必要な小規模事業者については、経営指導員が伴走して策定支援を行う。また、専門的な支援が必要な場合は、東京海上日動火災保険㈱などの専門機関と連携し、支援を行う。
- ・両毛五市商工会議所協議会の会議開催時に、各商工会議所での取組内容などについて情報交換等を行い、モデルとなる支援事例については当所でも積極的に取り入れる。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（令和元年台風19号・東日本大震災規模の地震等）が発生したと仮定し、関係機関との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・災害発災後、速やかに当所職員の安否報告を行う。（携帯電話メールの一斉送信など）

- ・X等により安否確認や大まかな被害状況（家屋被害・道路状況等）を確認し、当所と館林市で速やかに情報を共有する。
- ・業務従事が可能な職員については、管内事業所の被害状況把握に努める。
- ・感染症発生時は、職員の体調確認とともに、事業所内を消毒、職員の手洗い、うがいの徹底を行い、事務所入り口には自動体温計及び消毒液を設置する。
- ・感染症拡大時は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合は、館林市における感染症対策本部設置に基づく当所による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・当所と館林市の間で、共有した被害状況などの情報を基に想定される被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・当所職員自身が命の危険を感じる規模の災害時には出勤をせず、警報解除後商工会議所へ出勤する。
- ・電話や現地確認（安全に確認ができるエリア内に限る）等により、大まかな被害状況を把握し、当所と館林市で情報共有をする。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・「床上浸水」、「建物の全壊」、「建物の半壊」等が管内の多くの地域で発生している。 ・管内工業団地の多くの工場で再稼働出来ない程の大きな被害が発生している。 ・管内事業所の多くが営業再開出来ない程大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認が出来ない。
被害がある	・「床上浸水」、「建物の全壊」、「建物の半壊」等が管内の一部地域で発生している。 ・管内事業所の一部で営業再開が困難な被害が発生している。 ・「浸水」や「ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

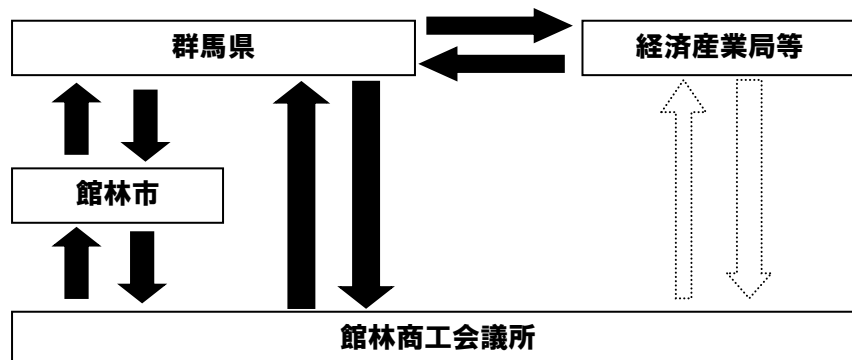
- ・本計画により、当所と館林市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間以降	適時共有する

- ・館林市で取りまとめた「館林市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務やテレワークを導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、管内事業所等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る体制を構築する。
- ・二次被害を防止するため、館林市の指示に従って被災地域での活動範囲・支援内容等について事前に決めておく。
- ・当所と館林市が情報を共有した上で、当所が群馬県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当所と館林市が共有した情報を、当所が群馬県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・災害相談窓口の開設方法については、館林市と相談する。なお、国や日本商工会議所より依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口業務を行う。
- ・管内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な国や群馬県、館林市の被災事業者支援施策、日本政策金融公庫や地元金融機関の災害特別貸付情報等について、管内小規模事業者へ周知し、必要に応じて利用方法の指導支援も行う。
- ・感染症発生時には、支援策の情報提供や相談窓口の設置等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

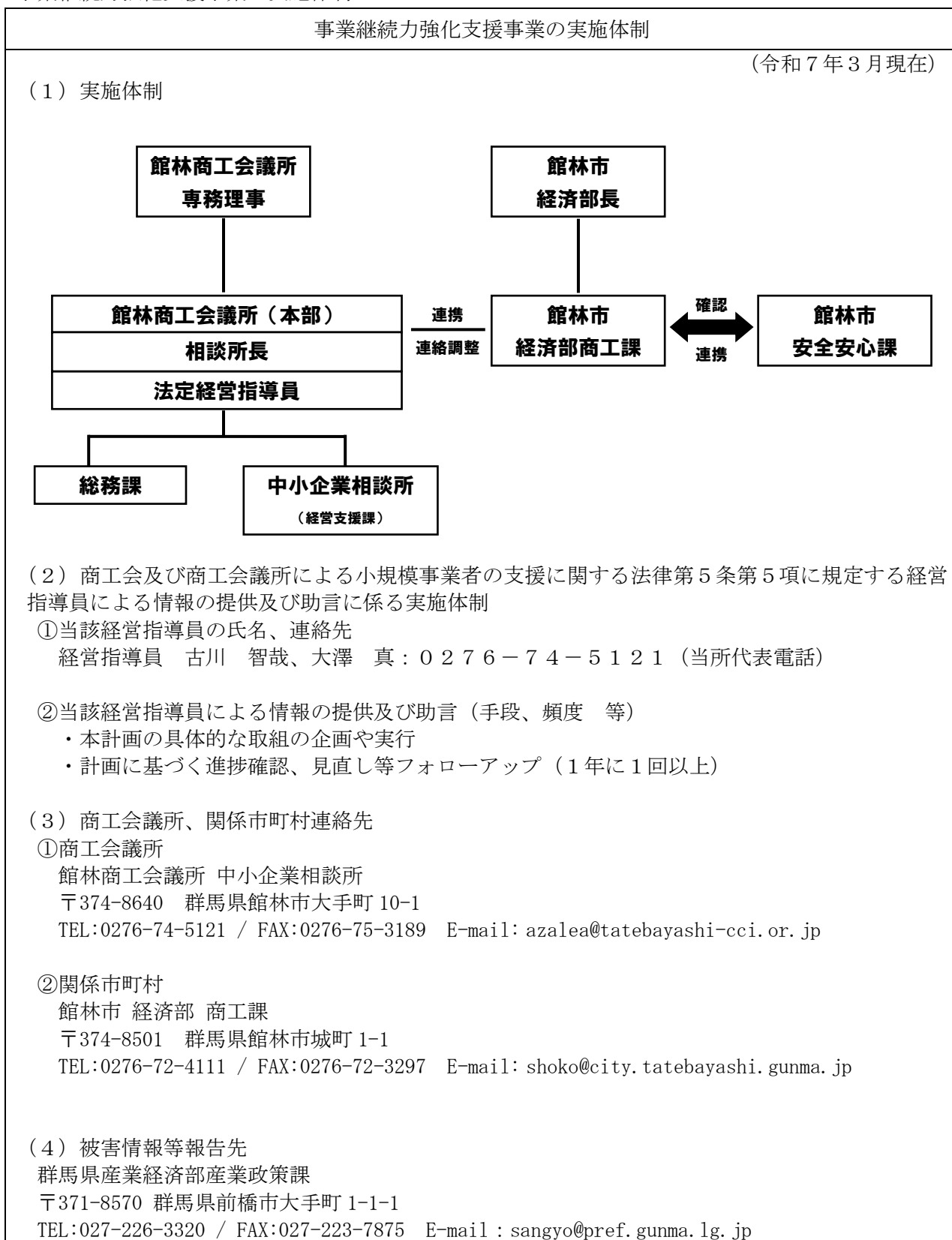
- ・国、群馬県、館林市の方針に従って、当所の復旧・復興支援の方針を決め、管内被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者には、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・被害規模が大きく、当所及び館林市のみでの対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額					
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・個別相談会開催費	90	90	90	90	90
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・チラシ等作成費	30	30	30	30	30
・防災、感染症対策費	60	60	60	60	60
・その他事業経費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費、国補助金、県補助金、市補助金、事業委託費（日本商工会議所等）

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
○東京海上日動火災保険株式会社 群馬支店 住 所：〒371-0023 群馬県前橋市本町 2-13-11 前橋センタービル 代表者：群馬支店長 上杉 克
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画及び事業継続力強化計画の策定支援とフォローアップ
連携して事業を実施する者の役割
○東京海上日動火災保険株式会社 群馬支店 住 所：〒371-0023 群馬県前橋市本町 2-13-11 前橋センタービル 代表者：群馬支店長 上杉 克 役 割：連携して実施する事業の内容の①、② 効 果：事業継続計画及び事業継続力強化計画策定のためのセミナー等を通じて、災害リスクの周知、災害時に備えた保険制度の周知につながる。また、事業継続計画及び事業継続力強化計画を策定する事業者が増え、災害に備えた経営体制が構築できる。
連携体制図等